

# イギリスにおける農業と農政の推移について ——穀物法の廃止に至るまで——

牧野俊重

1

周知の如く、イギリスの農業は早い封建制度の時代から今世紀に至るまで興味のある変容を遂げてきた。大規模な再度に亘る囲い込みの過程は、中世において広く見られたオープン・フィールドを消滅させ、相対的に大規模で統合化された農場から成る農業に道を開けた。このような発展の過程はまた、広大な地所を擁する土地所有者（地主）の外に、富裕な借地農業者と土地所有農業者を、農場に雇用される農業労働者の階級と共につくり出し、小作農（peasant）は事実上消滅したのである。また、全般的な技術上、工業上の発展の中で農業の生産性は著しく向上したのであるが、同時に国民所得と就業人口に占める農業の割合は低下し、19世紀に入ってイギリスはその食糧の多くを輸入に依存するという過程を辿ったのであった。

19世紀の後半期に至って安価な穀物を中心とした主としてアメリカからの輸出によって始まった海外からの競争という事態に直面して、西ヨーロッパ諸国の農業と政府は異なった反応を示したのであった。フランスやドイツは保護政策を取り、デンマークやオランダは安価となった穀物から利益が得られる家畜の飼育や酪農業を推進するという方向に新しい道を見出したのに対し、イギリスは自由貿易政策を推進したのである。これまで、そのようなイギリスの政策が如何なる背景において採用されたのか、またそれによってイギリスの農業が如何なる影響を被り変容を遂げざるを

得なかったのかを、特に農業政策に焦点を当て乍ら考察する準備を進めてきたのであるが、そのためにはそれに先立つ時期に溯ってイギリス農業がどのような推移を辿ってきたかを先ず把握する必要があると、そしてそれを踏まえた上で漸く19世紀中葉以降の農政（自由貿易政策）とそれに伴った農業の変容の様子も明らかになると思われる所以である。そこで、そのような意図の下での前段階の作業として、本稿では1846年に穀物法が廃止されるに至る以前の時期のイギリス農業の推移を概観的に考察することにした次第である。以下、イギリスにおけるオープン・フィールド制の成立の段階から見ていくことにしたい。

尚、日本は1993年12月のウルグアイ・ラウンド（多角的貿易交渉）の農業合意に基づいて、遂に1995年（度）から米市場の部分解放に踏み切った。初年度の最低輸入量（ミニマム・アクセス）は国内消費量の4%に当たる42万トンであり、それは漸次拡大されていく筈である。米の自由化についてはその賛否を繞って様々な議論があるが、日本の食糧自給率は低下の一途を辿ってきたのであり、また日本の農業はその在り方が大きく問われている状況下にあることに鑑み、イギリスが自由貿易政策を中心として歴史的に採用してきた農政とそれが農業に齎したものについて考察することは、今後の日本の農業や食糧問題を考える時、一つの示唆を与えてくれるようにも思われる所以である。

## 2

周知の如く、イギリスの中世の農業はオープン・フィールド制（open field system）を基礎として営まれたが、これは1066年のノルマン・コンクエストによってノルマンディ公ギヨームがイギリスに渡来てウィルヤム1世（征服王）として戴冠し、ノルマン王朝を開いた時には既に確立していたと考えられる耕地制度であった。<sup>1)</sup> そして、この耕地制度は14世紀に

## イギリスにおける農業と農政の推移について

商業的農業への胎動が始まるまでの数百年の間、自給自足的な農村経済を支えた基本的な生産様式であったのであり、イギリスの封建制度もこのオープン・フィールド制による農業を基盤とすることによって、よくその機能を果たすことが出来たのであった。<sup>2)</sup>

ノルマン・コンクエストはイングランドにおいて厳格に統制された封建社会を確立させると共に荘園制度を一般化させたが、耕地を基盤にした典型的な荘園は略二つ乃至は三つのオープン・フィールドから成っており、<sup>3)</sup>その規模は村落の人口によって異なっていた。オープン・フィールドは更にファーロング（furlong）に分割され、農民は各フィールドの各ファーロングの中に耕地の最小単位である地条（strip）を保有し、斯くて共同耕作者として良好な土地と不良な土地を平等に確保することが出来たのである。地条はそのファーロングの長さ走っていた。<sup>4)</sup>また、地条から成る共同耕地の外に、何れの村もその周辺に共有地を持っていたが、その一部は家畜のための牧草地であり、残りは未墾地であった。牧草地は小さく区分けされて地条の所有者の間で分配され、配分を受けた農民はその牧草地から青草を刈り取ったが、その後はまた村の放牧地とされた。未墾地の方は森林地や荒蕪地や沼地や狩猟場等から成っていたが、こちらの方は土地を全く持っていない者をも含めた村の住民全部に開放され、薪を切ったり、泥炭を切り出したり、そこで家畜を飼育することが許されていたのである。<sup>5)</sup>

封建制度の下では全ての土地は理論上王の所有に属しており、貴族達は軍役等に服する代償として王の土地を領主として保有する権利が与えられたが、同様に農民は自由な者も不自由な者も、何等かの奉仕を提供する代償として荘園領主から土地を保有する権利を得たのであった。ノルマン・コンクエスト以降の農民層は大別すれば次のような者から構成されていた。事実上地代（小作料）を支払う（これは現物地代から後に貨幣地代に変化していった）以外は殆ど何等の義務がない小作人であった自由民（freemen）は、賦役労働を全く或いは極く僅かしか提供しないで済んだ。その他、莊

園領主への様々な奉仕の提供の代わりに数十エイカーナーの土地と羊等の放牧権を保有する隸農（villeins），遙かに僅かな土地しか保有しない小屋住み農夫（cottars），そして農奴（bondmen, servi）から成っていた。農民の隸属と自由との法的区別は経済的区別ではなく，自由民であっても僅かな土地しか保有しない者は生活のために他の農民（場合によっては不自由農民）の土地で働く場合もあり，また不自由な農民は当然に地代に加えて賦役労働も要求されたのである。<sup>6)</sup>

ところで，二圃式乃至は三圃式の農法に基づくオープン・フィールドの農業は，14世紀半ばまで極めて安定した生産様式として存続した。この制度がそのように長い期間に亘って存続したのは次のような理由によるものであった。第一に，この農業方式においては，村落の各構成員が同じ目的のために同じ方法によって生産を行っていたために，共通の知識と共通の時間割とが成立していた。それに外れた知識や行動を選ぶ者は，村落共同体の経済組織の破壊者として監視された。そのような異端は共同の生存権に対する脅威を意味したからである。この警戒心は結局一定水準の生産力を維持させる効果を齎したのである。第二に，生産が厳重な統制の下に置かれた結果として，社会成員の権利と義務とが確立された慣行と規律によって明確に決められていた。このことは，封建的な束縛と負担を伴うものであったにせよ，とにかく各人が生命の保障と生活の安定とを確保するのに役立ったのである。<sup>7)</sup> 第三に，この制度の下では，一人の農民に優等地だけ，または劣等地だけが集中するということが避けられるのである。各農民は複数の区画に分散して地条を保有したのであり，土地の有する自然的豊饒度も必然的に分散する。この公平さが村落共同体を維持する上で，大変に価値が大きかったのである。第四に，この制度が，当時の技術段階においては地力の回復・維持のために大きな効果を齎したことである。当時は未だ人工的肥料が発見されていなかったので，収穫後に耕地に家畜を放牧することによって土地に肥料を与える，また休耕時に地力の自然

イギリスにおける農業と農政の推移について  
的回復を図ることも出来たのである。<sup>8)</sup>

しかし、このオープン・フィールド制が多数の難点を有していたことも事実であった。第一に、この制度では各農民の保有する地条が交錯して存在したために、多大の労力と時間の浪費を要したことである。第二に、共同耕作であったため、最も能力の低い耕作者が生産力を上げる際の制限要素になるという通弊があったことである。このために技術は停滞し、時間は浪費され、或る一定水準以上の生産を上げるには限界があったのである。第三に、輪作方法、作業時期、耕地の配分、草地の割当て等において、村落共同体の総意に基づく全体的利益が強調されたために、土地条件の相違や耕作者の個別差といった個別的条件に対する適切な配慮が閑却されがちであった。第四に、財産に対する真の所有権が無い状況の下で、財産の管理が十全に行われず、土地の改良や耕作者の義務とされた溝浚いや柵作りが様々な口実によって疎かにされたのである。第五に、地条と地条の間に二重の溝や、バルクと称された畔を設けたりして区分している村落では、畔や溝のために耕地の利用度が低下する傾向にあった。また、このような分離帯を設けていない村落では畔や溝による耕地の無駄はなくなったが、境界線を越えて鋤き込まれたりする境界に関する紛争を頻発させると共に、勤勉な農民の地条に隣りの駄農の地条の雑草が入り込むこと等によって生じる迷惑と損失が大きかったのである。第六に、この制度では収穫後の農地や共有地に家畜が放牧されることになっていたが、この共同放牧は家畜の品種改良や畜疫防除への努力を無意味なものにした。また、放牧による粗飼料だけで家畜を飼養して冬期を越えることは困難であり、一定の家畜の生存のために他が毎年のミカエル祭やクリスマスの時に処分されなければならず、これも農業の発展にとって大きな損失であったのである。第七に——これが最大の難点であるが——、作付強制を含むこの制度の持つあらゆる統制が硬直性を齎し、個別化された農業への発展の道を閉ざしていたことである。共同耕作の下では、何か新しい技術や作物を実験的

に導入する機会を容易には能力のある農民に与えなかつたのである。<sup>9)</sup>換言すれば、オープン・フィールド制に基づく農業は個人の創意と努力とによって一層高い生産力を擁する農業へと発展させる可能性を著しく阻んでいたのであり、斯くてオープン・フィールド制はそれ自身に内包された如上のような難点の結果、結局崩壊していかざるを得なかつたのである。

- 注 1) イギリスにおけるオープン・フィールドの成立期は明確でない。ローマ人占領期にタキトゥスが書いた著作の中に、村落共同体の農業の様子を示す記述があるとされるが、その当時の耕地制度がオープン・フィールドであったという証拠はない。オープン・フィールドは、5世紀半ばにおけるアングロ・サクソン人の移住の際にイギリスに導入され、7世紀頃から王国をつくったアングロ・サクソンの王の統治期に確立したとするのが現在の通説である。そして、1066年にノルマンディから渡来したウィルヤム1世が1086年に実施したイギリス最初の土地調査の記録である*Domesday Book*には、オープン・フィールドが既に確立していたことを推定させる記述がある。また、この村落共同体の耕地制度は、後に述べる如く、商業的農業の進展と共に、囲い込み(enclosure)によって個別化された土地保有に道を開けることになっていくのであり、20世紀に入るとノッティンガムシャーのラックストンという一村落を残して、イングランドのオープン・フィールドは消滅していたのである。C. S. and C. S. Orwin, *The Open Fields*, 2nd ed. (London: Oxford U. P., 1954), Introduction, pp.41-42, 70-71, 73-74. 三澤嶽郎訳『オープン・フィールド——イギリス村落共同体の研究——』(御茶の水書房 1980年)序説及び62-63, 109-110, 113-115, 292-293頁; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳『イギリス農業発達史』(御茶の水書房 1978年) 8頁。
- 2) 三澤嶽郎著『イギリスの農業経済』(農林水産業生産性向上会議 1958年) 4-5頁。
- 3) 周知の如く、オープン・フィールドは中世イギリスの封建制度の物的基盤であった耕地制度と理解されているが、オープン・フィールドとイギリスの封建制度は必ずしも必然的な関係を持つものではなかった。イギリスにおけるオープン・フィールドの成立期はそこでの封建制度の確立より遙か以前に溯るものであり、またオープン・フィールドが広くヨーロッパに亘り、アジアにも及ぶ耕地制度であったとされていることを考慮すれば、オープン・フィールドがイギリスの封建制度の物的基盤であったことは確かであるが、オープン・フィールドと封建制度が重なり合ったのは一つの

## イギリスにおける農業と農政の推移について

偶然であったと考えなければ平仄が合わないのである。三澤嶽郎訳 前掲書（『オープン・フィールド』）292頁（訳者による「あとがき」）を参照されたい。

- 4) ファーロングは本来は共同耕地の鋤き溝の長さの意である。長さの単位としては220ヤードであるが、土地の区画の単位としても用いられた。また、1エイカーは1日に犁で耕し得る土地の広さであり、それは220ヤード（1ファーロング）×22ヤードであるが、一つの地条は必ずしも1エイカーではなく、普通は1エイカー未満であり、規模は様々であった。C. S. and C. S. Orwin, *op. cit.*, p.43. 邦訳書 64—65頁。
- 5) 小林 茂著『イギリスの農業と農政』（成文堂 昭和48年）10頁。
- 6) Michael Tracy, *Government and Agriculture in Western Europe, 1880-1988*, 3rd ed. (New York: Harvester Wheatsheaf, 1989), pp.35-36; 三澤嶽郎著 前掲書 5—6頁。
- 7) 三澤嶽郎著 前掲書 11—12頁。
- 8) 小林 茂著 前掲書 8—9頁。尚、当時の1エイカー当たりの播種量は、普通は小麦、ライ麦、豆類（beans and peas）の場合僅か2ブッシュルであり、燕麦、大麦は4ブッシュルであった。また、収穫量は、小麦は5倍、即ちエイカー当たり10ブッシュルを滅多に超えず、豆類は3倍から6倍、即ち6乃至12ブッシュルであり、燕麦や大麦は3倍から4倍で、12乃至16ブッシュルであったと言われている。Lord Ernle, *English Farming Past and Present*, 3rd ed. (London: Longmans, Green and Co., 1922), p.10.
- 9) 三澤嶽郎著 前掲書 12—13頁；小林 茂著 前掲著 9—10頁。

## 3

オープン・フィールド制は既にイギリス経済の進展過程の中で崩壊への道を歩んでいたが、この流れに著しい影響を及ぼした事件が黒死病（Black Death）の流行であった。この時、多くの村落が破壊され、多くの地域において人口が伝統的な耕作農業を維持するのに不十分となる事態が齎されたのである。黒死病は英仏間の百年戦争の初期、アジアから到来し、先ず1348年の初めにイタリアに上陸した後西ヨーロッパに蔓延し、同年5月にイギリスに上陸、以後1349年の冬までの約18ヵ月間各地で猛威を振るったのであった。

当時、イギリスでは人口の著しい増加が見られたが、生産力がそれに伴って上昇しなかったために飢饉の頻発が見られ、また反面では生活程度が向上すると共に戦費のための課税負担が増大していた領主階級による搾取が強化される事態に至っており、農民の労働力が衰弱しつつあった状況の下でイギリスは黒死病の流行による深刻な打撃を被ったのである。これは人口を著しく減少させたが、労働力殊に隸農の労働力、また一部の領主の直営地において既に賃労働として雇用されつつあった隸農下層の小屋住み農夫の労働力の不足を齎したのであった。斯くて、労働力に対する需要が高まり、労賃の水準が急激に上昇し、隸農等の逃亡が相次ぐ状況に至って、これに対する領主階級の対応が種々の形で現われたのである。黒死病以前の人口の40%の減少を見たといわれる状況において、先ず領主は「賦役労働の金納化 (commutation of the labour service)」を推し進めることを余儀なくされたのであった。当時、既に騎士層を領主の中心とする中小規模の荘園においては金納化は殆ど完了していたが、黒死病の発生を契機として金納化は更に推し進められたのである。尚、一般に封建的反動の態勢を示した大荘園の国王から領地を授けられた直属の受封者 (tenant in chief) である領主の中には、一部で低廉な労働力を確保するために既に金納化されていた賦役労働を再強制し、これを維持強化しようとする動きも見られたが、それも一時的な成功を得たに過ぎず、斯くて黒死病の蔓延を契機として14世紀の後半、全般的にイングランドの荘園では賦役労働の金納化の過程は急速に進展を見せたのである。<sup>1)</sup>

ところで、このような黒死病後の経済合理化の過程は賦役労働の金納化のみに止まらず、領主直営地の貸出しによって地主・借地農（小作農）関係が形成されると共に、更に進んでは広汎な「囲い込み (enclosure)」運動の展開によって企業的農業者を成立させることになったのである。<sup>2)</sup>即ち、修道院を含む多くの地主が残っている住民を追い立て、且つ耕地を牧草地に変更するという措置を急いだのであった。このような場合、地条は消滅

## イギリスにおける農業と農政の推移について

し、広大なオープン・フィールドは垣根で囲われた囲い地に道を譲り、羊が放牧されたのである。その際、一部では農民はフィールドを囲い込むことに、そして彼等の地条を再配置すること——それは彼等相互の管理上の利便を考慮すると共に相互の利益を目指すものであった——に同意したが、これは広い共同の牧草地の存在した地域で一層容易であった。しかしこの地域では、農民の共同の権利とオープン・フィールドの刈り株畠へ家畜を放牧する権利が油断なく維持されたのであった。<sup>3)</sup>

斯くて、16世紀の初頭までには事実上農奴の身分 (serfdom) は既に消滅し、ヨーマン層——農奴解放によって14世紀に入って農村で成立した小生産者層を形成した農民層で、15世紀以降地方社会の中核を成し重要な役割を演ずるに至っていた——が成立しており、賦役労働は金納化されるか雇用による賃労働に置き換えられていたのである。また、莊園裁判所——オープン・フィールドの農民の統治組織の中核をなしていた——は漸次地方行政や裁判を担当する名譽職たる治安判事 (Justice of the Peace) ——13世紀末以降存在したが、テューダ朝期 (1485年-1603年) にその権限は強化された——に取って代わられ、地方のジェントリ層——小領主層の中で地主化した貴族の最下層の下にありヨーマンより一級上に位置した農村の実力者層で、騎士階級と共に治安判事に任命されて地方行政に当たり、当初王権の伸張を支持する傾向が強かった——は地位（身分）を向上させ、勢力を増したのであった。更に、土地の所有権の大規模な変動を齎したもののは、1534年に議会の支持を得て国王至上法 (Act of Supremacy) を制定し、イギリスの絶対王政を確立したヘンリイ8世によって行われた1536年から39年に至る修道院の解散であった。当時、修道院はイングランドの所有地の4分の1以上を所有していたと言われている。この時、修道院の閉鎖、財産の没収、修道士の追放が実施されたが、当時イギリスは（後述の如く）農業革命のさ中にあり、囲い込みが進行中であったために、解散の影響は経済の面で最も強く現われたのであった。そもそもこの解散は軍費

負担の増大による国家財政の危機を回避する目的で行われたものであったにも拘わらず、土地を主とする没収財産の全てを手許に留めるだけの余裕は国王に残っておらず、その売却の経緯は投機の介在等により複雑であったものの、一部が貴族に売却されたにしても修道院の解散から最大の利益を得たのはジェントリ<sup>4)</sup>であり、大部分の土地がこのより身分の低いジェントリに売却されるか貸与され、その中に勃興する者多きを見たのである。そして、彼等の中から第一次囲い込み運動の推進者が輩出したのである。

注 1) 田中正義著「封建イングランド」(大野真弓編『イギリス史 〈新版〉』所収 山川出版社 昭和60年) 98-100頁。尚、このように黒死病の発生した14世紀を一つの転機としてイギリスの農業は新しい段階に進んだのであるが、黒死病の発生は過大評価しても過小視してもならない。確かに、それによってオープン・フィールド制と封建制度の解体は広範且つ急速に推し進められたが、自然経済から貨幣経済への推移は既に黒死病の発生以前に端緒を得て漸次進行していたからである。即ち、都市の発展とそれに伴う非農業人口の増加、商品としての農産物に対する需要の増大は自給自足的な自然経済から貨幣経済への、そして農業の商業的農業への変化を必然的たらしめ、このような経済の推移はオープン・フィールド制を発展に対する桎梏と感じさせるようになったのである。斯くて、賦役労働の金納化が各地の莊園領主の手で行われ始めたのである。換言すれば、主として隸農や農奴によって奉仕されてきた賦役労働が領主側にとって煩雑且つ不合理なものと感じられるに至ったのであり、このような金納化を可能にしたのが農村への貨幣経済の滲透であった。そして、これは農業における賃労働の発生を意味し、農民をして専従的賃労働者として労働市場に登場せしめることになるのである。黒死病の発生はそのような趨勢を加速化し、それによって労働力の著しい不足と賃金の高騰を招くと共に、耕作者のいない土地の続出を齎し、労働力の不足と賃金の上昇によって領主は痛手を被り、莊園を支えていた秩序は破壊されたのである。三澤嶽郎著 前掲書 13-15頁。斯くて、賃金の統制のために初めて国家は1349年以降一連の労働者規制法(Statutes of Labourers)をジェントリ層の支持を得て成立させるのである。この労働者規制に対する不満が、軽て下層階級に対フランス戦争の戦費の負担を強制する人頭税を政府が課したこと等と相俟って、有名な1381年の農民一揆(ウォット・タイラの乱)を蜂起せしめるのである。尚、新井嘉之作著『イギリス農村社会経済史』(御茶の水書房 1977年) 第二章第一節、また初期労働立法の賃金規制については、中村智一郎

## イギリスにおける農業と農政の推移について

著『賃金をめぐる社会政策史論』（敬愛大学経済文化研究所 平成5年）第二章第一節も参照されたい。

- 2) 三澤嶽郎著 前掲書 14頁。
- 3) Michael Tracy, *op. cit.*, p.36.
- 4) *Ibid.* 尚、ジェントリが議会を舞台に王権と協力してイギリスにおける宗教改革を推進したことへの代償がこれであったとも言えるであろう。しかし皮肉にも、軽てジェントリは絶対王政に対する最も強力な敵となる議会を育てあげていくのである。

## 4

このような囲い込み運動の展開は羊毛のための羊の飼育の収益性の増大によって齎されたものであった。<sup>1)</sup> 所謂第一次の囲い込み運動であり、15, 16世紀の土地制度の変革を中心とした第一次の農業革命（Agrarian Revolution）期に展開されたものであった。<sup>2)</sup> 農民の保有地が複雑に入り混じっていたオープン・フィールドを止め、垣根等で囲って境界を明確にして耕地を羊のために牧場化するのがこの時期の囲い込みであったが、小作農を中心とした農民を土地から排除し乍らの地主による強制的な囲い込みは政府の注目するところとなったのである。

周知の如く、政府はこの囲い込みに反対の立場をとったが、農村人口の減少を齎す囲い込みに関するトマス・ウルズィの調査委員会（Wolsey's Commission of Inquiry）は、土地を村落に返却すること、破壊された家屋を再建することを一定の地主に命じたのであった。しかし、ピューリタン革命を経た1660年の王政復古後の君主政治の下で、地主は自由に囲い込みを推進する儘に放任されることになり、それは特に中部地方諸州（Midlands）と中央南部諸州（central southern counties）において顕著であった。斯くて、18世紀の初頭にはイングランドのオープン・フィールドの略半分が囲い込まれるに至っていたのである。<sup>3)</sup> しかし、囲い込みはこれだけで止まらなかった。

18世紀半ば以降、より一層徹底した第二次の囲い込み——これは農業構造の全般的改革を目指すものであった——が、主に議会の個別的法律（private acts）によって特別の囲い込み委員（Enclosure Commissioners）が各々関係した地域に関して任命されるという手続きを経て、強制力をもって推進されたのであった。<sup>4)</sup> 続く百年の間、囲い込みは組織的に推し進められた。斯くて略3000の行政教区が影響を受けたといわれており、囲い込み委員は土地を測量して農地の規模に応じて5エイカーから略60エイカーまでの変化をつけ乍ら、略方形の耕地を形成せしめるべく努めたのであった。囲い込みがこのように法律の支持によって強力に推進された結果、<sup>5)</sup> オープン・フィールドはヴィクトリア女王が即位した1837年までに殆ど消滅し、相対的に大規模で一様化された耕作地の回りには生け垣が植えられ、その田園は勝れて“イングランド風”（English）の景観を呈するに至ったのである。囲い込み委員はまた、道路を再計画し、多くの道路が新たに建設されるのに寄与したのであった。<sup>6)</sup>

如上の内容は主としてイングランドの耕地に適した地域に関するものであるが、イギリスの他の地域では様子は若干異なっていた。ここで少しその点について触れておきたい。土地が潤沢であったイングランドの北部とスコットランドの南部においては、畠地の配置はしばしば定期的に耕作される農家の周囲の耕地（infield）と、その一部分が一度に耕作されるそれ程肥沃ではないが広大な遠隔の地にある耕地（outfield）から構成されていた。また、丘陵地帯においては孤立した農家が村落よりも一層一般的であり、スコットランドの高地地方では世襲の族長がその一族の人々と広大ではあるが非生産的な山岳地域を支配していたのである。<sup>7)</sup>

また、重要な相違は地主と借地農（小作農、tenants）の間の関係においても亦見られた。イングランドでは、囲い込まれた土地に定着することになった借地農（小作農）は全般的に彼等の地主と良好な関係を保ち、筋道の通った土地保有に関する保証を——例え法定の借地契約についての規

## イギリスにおける農業と農政の推移について

制が存在しなかったとしても——得ていたのであり，事実借地農（小作農）の息子がしばしば借地契約を相続したのであった。これに対してアイルランドでは，周知の如くイギリスの不在地主による現地の小作農階級の搾取が悲惨な歴史を物語っており，これがイギリスの支配に対して結果として生じた一揆（反乱）の主要な原因をなしていたのである。ウェイルズの状況も亦同様ではないにしても良好ではなく，地主——それがウェイルズの出自であろうとイングランドの出自であろうと——と現地の小作農との繋がりは希薄であった。後者は何の自衛手段もなく，自分達の農場を改善するための動機を殆ど持ておらず，多くは深刻な貧困に苦しんだのであった。そして言葉と宗教上の問題が軋轢を増大させたのである。スコットランドの高地地方では，氏族制度（clan system）は1745年のジャコバイトの乱（Jacobite rising）の後解体され，族長達は新しい成り行きに順応しなければならなくなってしまった。過剰人口は都市や海外にその地から去ることを余儀なくされ，大きな地所は羊，牛，鹿や獵鳥獣類の飼育に充てられた。数の減少するゲール語を話す小作農（crofters）は彼等の僅かな土地と漁業とによって辛うじて生計を立てざるを得なかったのである。これに対し，スコットランドの南部と東部の低地地方はより良好な状況にあった。多くの農民が中小規模の農地を所有しており，借地農（小作農）は可成り長期の借地——19年が普通であり，時に借地権は三代に亘った——から利益を得たのであった。そして，銀行制度の早くからの発達が農業を促進させると共に，農業労働者を含めた農民の子供は当時においては進んでいた教育制度から恩恵を得たのであった。<sup>8)</sup>

注 1) 中世のイギリスは羊毛の輸出国として知られており，元来イギリスの貿易が受動的で外国人の手に握られた状態にあった中で，カレーを中心に羊毛輸出はその多くをイギリスのステイプル商人が取り扱った。15世紀に入ってイギリスで毛織物業が急速に発達したのを契機として16世紀には毛織物の大輸出国となり，これを取り扱う制規組合である冒險商人組合がス

ティップル商人に取って代わった。トマス・モアが『ユートピア』の中で「羊が人間を喰う」と評した第一次の囲い込みが展開されたのは、このような背景においてであったのである。

- 2) イギリスの都市における産業革命に対応して、農村においても18世紀の後半から19世紀の前半にかけて農業技術の革新が進行し、また第二次囲い込み運動も推し進められた。これが所謂「農業革命（Agricultural Revolution）」と言われるものであるが、初期の第一次囲い込みに関連した農業革命と区別するため、これは「第二次農業革命」と呼ぶ場合がある。また、これによって小規模な借地農（小作農）中心の農業から大規模借地農による農業への転換が可能となるのであり、地主から広大な農地を借りた借地農（業経営者）が賃金労働者を雇用して行う資本主義的農業経営も確立していくのである。
- 3) Michael Tracy, *op. cit.*, p.36.
- 4) ここで第一次囲い込みと第二次囲い込みの性格の相違点を示せば、次の如く要約されるであろう。(1) 前期においては、主として羊毛生産のために囲い込みが行われたが、後期のそれは小麦を主とする穀物生産を第一の目的として囲い込まれた。(2) テューダ朝時代（第一次）においては、囲い込みは「退歩」と考えられたが、18, 19世紀には一般に「進歩」的農耕であるとされた。(3) 囲い込みの範囲が第一次においては部分的であったのに対し、第二次は総括的であらゆる土地に及んだ。(4) 第一次では囲い込み地の設定や改良にたいした資本は投下されなかったが、第二次では生産力拡大のために、その囲い込み地の上に多額の費用を必要とした。(5) 第一次は議会、為政者から反対され、非難されたりしたが、第二次では議会の支持、奨励を受けた。(6) 前者が主として共同耕地の囲い込みであったのに対し、後者においては森林、原野の囲い込みが甚だ多かった。新井嘉之作著 前掲書 289-290頁。
- 5) 1760年と1815年の間でも1800件以上の法律がオープン・フィールドの耕地と牧草地とを囲い込むために議会を通過したと言われている。C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 49-50頁。
- 6) Michael Tracy, *op. cit.*, p.36.
- 7) *Ibid.*, pp.36-37.
- 8) *Ibid.*, p.37.

イギリスにおける農業と農政の推移について

に至ってのイギリス農業の最大の特徴は次の点にあったと言えるであろう。即ち、議会による囲い込みの結果もあってより一層生産力のある土地が大地主によって所有され、彼等の借地農によって殆ど常に能率的な経営を可能ならしめるに十分な大規模な単位で農業が営まれるに至ったことである。<sup>1)</sup> 1851年のイングランドとウェイルズにおける農業保有地（agricultural holdings）の規模別による状況は表1に示される。

更に、繁栄の1850年代と1860年代を通じて小規模農場の数は減少し続け、大規模農場の数は増大の一途を辿った。1851年と1871年の間にイングランドの耕地諸州において300エイカー以下の農場数は減り、300エイカーを超えるものの数は増加したのであった。<sup>3)</sup> そのような中で、誰が農地を所

表1 イングランドとウェイルズにおける農業保有地の  
規模別状況、1851年

規模(エイカー)	保有地数		面 積	
		%	エイカー	%
5-20	42,315	19.8	523,905	2.1
20-50	47,829	21.9	1,598,945	6.5
50-100	44,558	20.7	3,206,451	13.0
100-150	29,020	13.5	3,627,500	14.7
150-300	35,133	16.3	7,388,275	30.0
300-500	11,646	5.4	4,360,925	17.7
500-700	3,076	1.4	1,802,300	7.3
700-1,000	1,267	0.6	1,038,750	4.2
1,000以上	771	0.4	1,123,300	4.5
合 計	215,615	100.0	24,670,351	100.0

出所：注2)をみられたい。尚、面積はarea of crops and grassである。

有したかについての調査が19世紀の後半にいくつか試みられたが、その結果は極めて少数者の手中への著しい集中を示すものであった。或る計算によれば、約4000の有爵家（titled families）がイングランドとウェールズにおいて半分以上の農地を所有しており、教会と大学がまた可成りの農地所有者であり、約25万人の独立した農民がその土地の僅かに約37%を所有しているに過ぎなかったという事実が示されている（表2も参照されたい<sup>4)</sup>）。また、大農場の所有権は通常数代に亘って同一家族の手中にあった。地主と借地農との個人的絆はしばしば強く、既に「土地は生産の主体（agent）であり、単なる封建的且つ社会的名声の手段（instrument）ではない」という考え方を、イギリスの地主達は長く受け入れてきた<sup>6)</sup>のであるが、農業革命が推進された状況の下で多くの地主は資本と営利的精神を導入したのである。また、封建制度の最後の痕跡であった教区の教会への十分の一税の支払いもイングランドとウェールズにおいて、1836年の十分の一税金納法（Tithe Commutation Act）の成立によって「年間地代（rent-

表2 グレート・ブリテンにおける農業保有地の  
規模別状況、1870年

規 模		保有地数	面 積
エイカー 5未満	ヘクタール(概算) 2未満	千 136	千エイカー 407
5-20	2-8	150	2,252
20-50	8-20	86	3,010
50-100	20-40	64	4,800
100以上	40以上	93	19,940
合 計		529	30,409

出所：注5)をみられたい。

イギリスにおける農業と農政の推移について  
charges)」に置き換えられたが（既にスコットランドではこの問題は宗教改革の時に解決されていた），これは農業の進歩を促すのに非常に貢献した措置であった。<sup>7)</sup>

相対的に小規模で所有者自身が耕作する農地も亦存在した。表2に見られる如く，1870年においても20エイカー未満の保有地の数は多数（全体の54%）であった。しかし，それが保有地面積に占める割合は極めて僅か（8.7%）に過ぎないものであり，保有地面積の略3分の2（65.5%）は100エイカーよりも広い規模の保有地の中にあったのである。イギリスでは農場を全て父親から長男にそっくり譲ることが習慣であったので，他の諸国の農業を悩ませた農地を分割するという傾向——例えばフランスでは分割相続制が採られた——は殆どなかったのである。

ところで，如上のようにイギリスの農場は主に広大な面積を有する農地から形成されるに至っていたが，それは同時に農業者の生産活動の自由が著しく拡大される中で，新しい技術を導入する場ともなったのであった。即ち，（第二次）農業革命は産業革命と同様に個別的な技術の革新によって，また産業革命の際に生み出された技術を十分に利用することによって達成されたのである。ここで，そのような農業技術の革新について見てみることにしたい。

先ず，技術の革新は作物と輪作方法の改良に見られた。既述の如く，オープン・フィールドでは新しい作物を導入したり，三（二）圃式を他の方法に換えることは困難であったが，囲い込みの結果として生産活動の自由が確保されるに至って，耕地に食糧作物に加えて地力の回復をも齎す飼料作物——蕪（turnip），クローヴァ（clover），豆科植物（legume）——が導入されたのである。開拓者的農業改革家であったタル（Jethro Tull, 1674年-1741年）は，「私はウィルヤム王の治世に耕地に蕪を導入した。しかし，この慣行はユトレヒトの講和（1713年）以後まで，私の所領の垣根を越えて進まなかった」と述べているが，その後の蕪栽培の普及は18世紀前

半に活躍したノーファク州の地主タウンゼンド子爵（Viscount Townshend, 1674年－1738年）の功績であった。「クローヴァ作はより多くの乾草とより多くの放牧とを意味し、蕪作は冬の維持飼料を意味し、これ等の全ての結び付きはより多くの家畜を意味し、より多くの家畜はより多くの肉とより多くの厩肥とを、そしてより多くの厩肥はより多くの穀物を意味した」<sup>9)</sup>のである。そして、このような新作物の導入は新たな輪作方法を成立させた。即ち、オープン・フィールドの三圃式農法では二年の穀作後、三年目は休耕とされた（小麦一大麦一休耕）が、蕪とクローヴァの導入はタウンゼンドによる有名なノーファク四圃式輪作（Norfolk four-course rotation）を完成へと導いたのであった。これによって休耕を必要としない四年輪作（蕪一大麦一クローヴァ一小麦）が実現したのである。斯くて、このような飼料作物の導入は人口（都市人口）の増加による食糧需要の増大に対応する食糧増産に大きく寄与したのであった。加えて、砂質土壌に泥灰土を加えるマーリング（marling）の実施は土壌の改良を齎し、ヒースの生い繁った——例えばノーファク州の如き——荒地を開墾し、且つ囲い込むことを可能にしたのであった。<sup>10)</sup>

また、家畜の品種改良も着実に行われた。それは、共同放牧の時代が終り、農業者が各自に家畜を飼養出来る時代に入って、良質で豊富な飼料を前提として急速に進んだのである。牛についてはロングホーン、ショートホーン、羊ではレスター、豚についてはヨークシア等がつくり出された。18世紀から19世紀初期にかけてベイクウェル（Robert Bakewell）、コリング兄弟（Charles and Robert Colling）、チューリ（Joseph Tuley）等の企業家の性格を持った人々の挙げた功績は大きかった。地主的性格が強かった耕種改良家が土地生産性の向上による地代の上昇に関心があったのに対し、家畜改良家の多くは利潤追求に専念したのであった。<sup>11)</sup>

このような農業革命は、単に技術革新を推し進めただけではなく、またイギリス農業を産業として確立させる条件を整えもしたのであった。大規

## イギリスにおける農業と農政の推移について

模に行われた囲い込みの結果、19世紀の半ばまでに中世の遺制であったオープン・フィールドは殆ど消滅し、個別化された農業と近代的な地主・借地農関係が確立し、また農業の資本形式が新技術の導入と共に進められ、商業的農業が一層一般化したのであった。と同時に、それは農民層の地主と土地なき労働者への分解を推し進め、零細土地保有者と労働者に困苦を齎したが、農業の機能の分化を通してその生産性を向上せしめたのであった。イギリスの農業はこのような過程を経て国民への食糧の供給能力を大きく高めたのであり、これが産業革命を達成するための重要な条件となつたのである。しかし、農業革命が完了した時期は、農業がイギリスにおいて第一位の産業たり得た最後の時期でもあったのである。<sup>12)</sup>

斯くて、このような発展は、続くヴィクトリア女王の治世（1837年—1901年）の初期の数十年を特徴づけた「高度農業（high farming）」のための基礎を築いたのであった。高度農業の時代に注意深く管理された家畜の品種改良、計画的に計算された家畜の飼養、機械装置と蒸気力の利用範囲の拡大を伴った科学的な土壌管理等が一層推進され、また新しい排水技術の導入は耕作に骨の折れる重い粘土質土壌地域の農業者に大きな利益を齎したものであった。<sup>13)</sup> そして、このような高度農業の時代に、増大する（都市）人口の需要に応じるために最大限の食糧生産を目指した集約農業（intensive farming）が行われたのである。斯くて、19世紀半ばにおけるイギリスの農業は世界で最良の状態に置かれており、略1850年から1873年までの期間、1846年に穀物法の廃止があったにも拘わらずイギリス農業は「黄金時代」を迎えることになるのである。<sup>14)</sup>

注 1) Cf. David Grigg, *English Agriculture: An Historical Perspective* (Oxford: Basil Blackwell, 1989), pp.110-111.

2) *Ibid.*, p.112.

3) *Ibid.*, p.111.

4) John Batemanの計算（*Great Landowners of England and Wales*, 4th

- ed., p.515, 1883, London), cited in Michael Tracy, *op. cit.*, p.37. 尚、トレイシはこのデータは極めて信頼し得るというものではないが、しかし土地の利用に基づき、その所有(ownership)に基づくものではない表2の数字と一致していると言うのである。
- 5) *Agricultural Returns of Great Britain* (1870), cited in Michael Tracy, *op. cit.*, p.38.
  - 6) J. D. Chambers and G. E. Mingay, *The Agricultural Revolution, 1750-1880* (London: B. T. Batsford, Ltd., 1966), p.201.
  - 7) Michael Tracy, *op. cit.*, p.37; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 160—162頁を参照されたい。
  - 8) Lord Ernle, *op. cit.*, p.135.
  - 9) C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 63—64頁。
  - 10) Michael Tracy, *op. cit.*, p.38.
  - 11) このような(第二次)農業革命期に各分野でなされた技術の革新や品種改良等については、C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 50—86頁； 三澤嶽郎著 前掲書 第三章； Ralph Whitlock, *A Short History of Farming in Britain* (London: John Baker, 1965), chap. 4, 6を参照されたい。
  - 12) 三澤嶽郎著 前掲書 33頁。
  - 13) 19世紀のイングランドにおける農地の排水については、cf. A. D. M. Phillips, *The Underdraining of Farmland in England during the Nineteenth Century* (Cambridge: Cambridge U. P., 1989).
  - 14) Michael Tracy, *op. cit.*, p.38; H. T. Williams (ed.), *Principles for British Agricultural Policy* (London: Oxford U. P., 1960), pp.3-4; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 87—88頁； 三澤嶽郎著 前掲書 45頁。

## 6

ところで、産業革命はイギリス農業に著しい影響を与えた。殊に工業における労働力需要の増大は——囲い込みによって土地を失った農民がその他の工業部門の労働力になったのではないにしても——人々の土地からの移動を促進させた。その結果、1841年におけるイギリス(United Kingdom)の人口はそれまでの40年間に飛躍的な増加を見せて略2000万人であったが、労働力は略1000万人であり、その内約5分の1が農業に従事

## イギリスにおける農業と農政の推移について

しているに過ぎず、約3分の1は工業に従事しており、織物工業だけで工業の略半分を占めていたのである。工業の中心地は既にランカシア、ヨークシア、そしてスコットランドの低地地方において確立しており、ロンドンも亦急速に発展しつつあった。そして、地方から都市への人口移動は既に可成りの勢いで進行しており、1841年の人口調査において人口の略半分が都市人口と分類される状況に至っていたのである。<sup>1)</sup>このような状況の下で食糧に対する需要の増加は著しく、既述の如く農業生産の拡大があったのではあるが、イギリスの農業によっては十分に満たすことが出来なかつたのである。

周知の如く、18世紀の半ばまでイギリスは穀物の純輸出国であった。しかし、それ以降既に不作の年には輸入が輸出を超過し始めている。そして、遂に19世紀に入ってイギリスの輸入穀物への依存体制は確立されるのである。斯くて工場労働者や都市人口の増加を背景として、穀物法（Corn Laws）の問題を最も目立つ位置に立たしめたのであった。ここに穀物法の廃止を繞っての問題が次に考察すべき課題となるのであるが、これについては稿を改めることにしたい。

注 1) H. T. Williams (ed.), *op. cit.*, p.3.

## 付記

この小稿は今は亡き長戸路信行先生に捧げられるものである 敬愛すべきお人柄と面影を偲び乍ら